

お答えします!!

特別養護老人ホーム整備のこと



特別養護老人ホームを誘致すると保険料は高くなるの？

A. 介護保険料は、南山城村の介護保険被保険者が介護サービスを受けるために必要な今後3年間のサービス量がどの程度になるかを見込み、サービスを提供するために必要な保険料として算定される仕組みとなっています。例えば、現状のサービスは維持されたまま、特別養護老人ホームに南山城村被保険者の方が5人入所された場合、必要な保険料を算出すると次のようになります。

〔 令和6年10月末施設利用者数
特別養護老人ホーム：41人 老人保健施設：11人 介護医療院：1人 〕

対象者	利用者人数	サービス見込み	南山城村介護保険料影響額(1ヶ月あたり)
南山城村被保険者	5人	影響あり	398円
他市町村被保険者	65人	影響なし	影響なし
合計	70人	※南山城村における令和5年度の待機者は3人であり、特養の新規利用者が5人と見込みでの推計。	

※他市町村から南山城村の特別養護老人ホームに住所を変更された方は「住所地特例者」という取り扱いとなるため、南山城村の介護保険料への影響はありません。逆に、南山城村から他市町村の特別養護老人ホームに入所し住所変更される方は、南山城村の介護保険料への影響が生じます。



用地の費用、建設費用は
どうなるの？



A. 特別養護老人ホーム建設予定地は平成29・30年度に高齢者福祉施設等整備事業予定地として城南土地開発公社に土地の先行取得(※)してもらい、令和9年3月末までに南山城村が土地の買戻しを行うこととなっていました。今回、特別養護老人ホーム整備にあたり令和6年12月末に城南土地開発公社から1億5千万円で買戻してから、社会福祉法人のぼり藤に1億3千万円での売却となっています。

特別養護老人ホームの建設費用は、事業者が負担して建設します。

建設費用の一部については国・府補助金の制度を活用される予定であり、

現在、事業者と京都府との間で補助金申請の協議が行われているところです。

(※) 土地の先行取得…土地の利用計画等に照らし将来必要になると考えられる土地を現実の事業施行の前に取得すること



Q. リハビリ特化型
デイサービスって何？



A. 通常のデイサービスは、利用者の日常生活を支援し、社会的な交流やレクリエーション活動を提供することが主な目的であるのに対し、リハビリ特化型デイサービスは、リハビリテーションに重点を置き、理学療法士などの専門職が個々の利用者に合わせてメニューを設定し、最適なりハビリを実施することで、利用者が自立した生活を自宅で送れるように支援することが主な目的です。これまで、他市町村へ行かないと受けられなかった介護サービスが身近な所で利用できます。



Q. いつから利用できるの？



A. 令和7年7月頃から特別養護老人ホームの新築工事が開始予定です。その後、令和8年12月頃に建物が完成し、令和9年3月頃を目途にサービス提供開始の予定となっております。より詳細な情報をお伝えできる状況になりましたら、追って事業者から皆様に周知される予定です。



問い合わせ先：南山城村役場 保健医療課

☎0743-93-0104